

発議第 6 号

安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年 9 月 2 日 提出

三宅町議会議長 辰 巳 光 則 殿

三宅町議会議員

提出者

松本 健 

賛同者

池田 年夫 

賛同者

渡辺 哲久 

安倍元総理大臣の「国葬」見直しを求める意見書

安倍元総理大臣の葬儀を「国葬」で行うという政府の決定について、立憲主義、民主主義の観点から重大な懸念があることからこれに反対する。

そもそも、「国葬」は明治憲法下の天皇の勅令である「国葬令」に基づくものであったが、日本国憲法施行の際に失効しており、現在は実施にあたって法的な根拠は無い。もちろん、その経費を全額国費から支出することについても法的な根拠は無い。したがって、これは内閣の閣議決定で決めるようなものではなく、「国葬」そのものについて国会で要件や基準を作り、法律にのっとって実施するべきと考える。

今回、政府が「国葬」を実施することを閣議決定した理由は、「歴代最長の就任期間を通して、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開に貢献」とのことである。最長期間はさておき、それ以外のところは賛否の分かれるもので民意に基づくとは言い難く、根拠に乏しい。

また、この期間に森友学園問題での首相の国会答弁に発する文書改ざんで職員が自殺に追い込まれたこと、森友・加計学園・桜を見る会の疑惑に対する国会質問で100回を超える虚偽答弁を行い、真摯に説明しなかったことへの国民の疑問は今も残されている。

加えて、立憲主義及び憲法の基本理念から疑問視される法制定・法改正・閣議決定（教育基本法改正、集団的自衛権行使を容認する閣議決定、安全保障関連法の制定、共謀罪の制定、検察庁法の改正、など）が、強硬とも言える国会運営で行われてきた事への批判も少なくない。

このような状況下、世論調査でも「国葬」については人々の意見が大きく割れている。その中で、歴代最長の就任期間を通していわば慣行にもなってしまった感のある、「法律でやってはいけないと書かれていないことはやっても良い」的な行政運営で実施が決定されてしまう事は、その慣行を暗に肯定し、この先も続けてゆくことを内外に示すことにつながると危惧する。

今、この痛ましい事件を受けて行なうべきことは、「国葬」を執り行うことよりも、まずはこれまでの足跡を振り返ることである。そして、伝えるものと改めるものを与野党ともに立場を超えて議論し、理解し合い明らかにしてゆくことではないだろうか。

よって、国においては、立憲主義、民主主義を守るという観点から「国葬」の実施を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

奈良県三宅町議会

内閣総理大臣 岸田文雄 殿